## 国・新潟県・政令市の学校規模の基準

## 1 国の考え

- (1)学校教育法施行規則(第41条,79条)
  - ・12 学級以上 18 学級以下
- (2)義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令(第4条)
  - ・12 学級以上 18 学級以下
  - ・5 学級以下の学級数の学校との統合の場合は,12 学級以上24 学級以下

## 2 県の考え

- (1)小中学校適正配置基準(昭和48年新潟県教育長通知)
  - ・12 学級以上 18 学級以下
- (2)新潟県市町村小・中学校望ましい教育環境整備検討会議(平成20年1月)
  - ・法令等に基づく標準的な学校規模と同等でよい 12 学級以上 18 学級以下

## 3 他の政令市の考え

北九州市

```
札幌市
    小学校18学級以上24学級以下
     中学校 1 2 " 1 8 "
浜松市 小学校12学級以上24学級以下
     中学校 1 2 " 1 8 "
大阪市 小学校 1 2 学級以上 2 4 学級以下
     中学校 18 " 24 "
神戸市
    小学校12学級以上24学級以下
     中学校 9 " 18 "
    小中学校とも12学級以上24学級以下
千葉市
川崎市
横浜市
            "
静岡市
堺市
```